平成２４年（フ）第２４６号
新潟県長岡市寺泊入軽井1463番地１、開始決定時の住所新潟市西区坂井東５丁目18番13号
破産者　大矢　久雄
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３４号
新潟市中央区天明町２番22号
破産者　薄田　　晃
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４５号
新潟市西区寺尾北１丁目12番51号　フィールドＢ102号
破産者　小澤由香里
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０３号
新潟市西区青山１丁目７番１―512号
破産者　大塚　敬造
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８０号
山梨県甲府市大里町2338番地１、住民票上の住所山梨県甲府市大里町2339番地
破産者　切刀　利幸
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
静岡県伊東市十足610番地の391
破産者　小濱　玲子
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
愛知県一宮市時之島字二本松22番地１
破産者　佐々木　樹
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２６２号
愛知県一宮市祐久字北野黒158番地７　コーポ水谷Ⅱ２－９号
破産者　傍島　　圭
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８８３号
広島市佐伯区五日市町大字下河内520番地２204
破産者　石塚　昭則
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８２号
広島市安佐南区伴東１丁目22番22―12―101号
破産者　梶田工業こと　梶田　里志
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８６号
広島県大竹市南栄２丁目５番24号
破産者　小川　鉄郎
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９７号
広島市佐伯区美鈴が丘東２丁目１番２号
破産者　天倉　國博
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２２号
広島県東広島市高屋高美が丘３丁目２番15号
破産者　胡麻　千恵
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
広島県福山市駅家町大字中島1176番地３
破産者　松本　　一
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７３号
広島県福山市駅家町大字中島1144番地12
破産者　松本　郁子
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１９９６号
福岡県田川郡糸田町1050番地２、破産手続開始決定時の住所福岡県飯塚市伊岐須597番地19
破産者　國武　　一
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８９号
福岡県宗像市大谷28番地８、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市青葉台２丁目28番地13
破産者　森本　　智
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目15番５号
破産者　大石　隆敬
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１１号
福岡市南区野間４丁目６番１―304号
破産者　平田真由美
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３０号
北九州市若松区宮丸１丁目21番４号
破産者　渡辺啓一郎
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部